3　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「米州投資公社」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第三条　日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項（他業の禁止）の規定にかかわらず、米州投資公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

政　令

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八十一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）第二条第二項

附　則

この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十四号）の施行の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○国土交通省令第五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十八条の三第一項を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（封印の取付けの委託の申請） **第十二条**　法第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該委託を受けようとする区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長）に提出しなければならない。 一～三　（略） 2　（略）	（封印の取付けの委託の申請） **第十二条**　法第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。 一～三　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月十八日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とする。